

スリー・エイチ日本語学校 校則

1. 健康な体を持ち(Health)、社会に役立つ知識を備え(Head)、かつ人を愛する心を持った(Heart)、バランスのとれた人材育成を目指している3Hの教育理念をいつも念頭において、健康な生活習慣を維持し、勉学に励み、人を愛し社会や国家に貢献できる人物になるため、すべてのことに最善を尽くす。
2. 日本国の法律及び学校の規定を忠実に遵守する。

留学の目的

1. 健康、健全な知識、神と人を愛する心（Health、Head、Heart）等、全人教育を受ける。
2. 実際に活用できる日本語の運用力を身につける。
3. 進学する者は、日本語能力試験、日本留学試験でよい成績をおさめられるよう努力し、進学先の学校で先端の学問や技術を習得できるようにする。
4. 社会や国家が必要としている人物になるための教育や訓練を喜んで受ける。

出欠席について

1. 無遅刻、無欠席、無早退を目標にし、その達成のため最善を尽くす。
遅刻や欠席等は、教師に対し失礼であり、仲間にも迷惑をかけるということを忘れてはならない。
2. 病気や事故等で、やむを得ず欠席するときには、前日又は当日、必ず学校に連絡する。
3. 出席率が90%以上の場合は、「在留期間延長」、「資格外活動（アルバイト）」の手続きを学校が代行することができる。
4. 出席率が90%未満の場合は自分で手続きをしなければならない。提出書類が多くなったり、在留期間が短くなることもある。

5. 出席率90%未満の場合は、各種証明書（卒業見込証明書、修了見込証明書、在学証明書、成績証明書等）を原則交付しない。
6. 寮以外の場所に住んでいる学生の出席率が90%未満の場合、学校から徒歩10分以内の場所に引っ越す。
7. 大学、専門学校等の入学手続きを終えた後も、卒業するまで必ず登校し、自分の成長のために最善を尽くす。
8. 出席率が、95%未満になると教師と面談をする。
9. 月の出席率が90%未満になった場合は、月の出席率が90%以上になるまで学校の定めるボランティア活動をする。
10. 学校の定めるボランティア活動に参加しない者は口頭注意とする。口頭注意を2度しても改善しない者は警告処分とする。
11. 授業を5日間連続で無断欠席したら退学とする。
12. 連絡がつく場合でも授業を15日欠席したら退学とする。

授業について

1. 教師の指導によく従い、学生も互いに協力して、よい授業作りをする。
2. 毎日、予習、復習、宿題をきちんとする。
3. 学校行事、校外授業、特別講義にも必ず参加する。
4. 大きな益を得ることのできるバイブルクラス等にてできれば出席する。
5. 授業中、スマートフォン等を辞書としての使用以外は禁止とする（違反の場合は、別に定める）。
6. 決められた教科書は必ず本人のものを持参する。
7. 授業中、一切食べ物を食べてはいけない（アメやガムも禁止）。
8. 原則、日本語能力試験(JLPT)、日本留学試験(EJU)を受ける。
9. テストでのカンニングは、0点処理される。
10. クラスの再編成は原則として、3か月に一度行う。出欠席、授業態度、宿題等の提出状況、テストの成績等を考慮し、決定する。
11. 半年ごとに出席率・成績、および授業態度等を保護者に報告する。

がっこうせいかつ 学校生活について

1. 教師には礼節、尊敬の気持ちを持って接し、生徒も互いに尊重し、協力して仲良く生活する。
2. 自分の机や床は、いつも整理・整頓し、清潔にする。
3. 学費を滞納した場合、延滞料が加算される。
4. ゴミや空き缶などを辺り構わず捨てず、拾う人になり、教室、トイレ、学校周辺など、身の回りの清潔、美化に心がける。
5. 学生らしい態度、服装、髪型を保つ。
6. 学校内では帽子やフードをかぶらない。
7. 喧嘩など他人に迷惑をかける行為はしない。
8. 飲酒、喫煙はしない。もし見つかった場合、学校の定めるボランティア活動をする。

こうしん ビザ更新について

1. 下記の学生は「在留期間更新申請」、「資格外活動（アルバイト）」を自分で手続きしなければならぬ。この場合、提出書類が多くなったり、在留期限が短くなることもある。
 - ・出席率が90%未満の学生
 - ・警告を受けた学生
 - ・学費や寮費を期限内に納めなかった学生
 - ・国民健康保険料を納入しなかった学生

りょう 寮について

1. 原則として、学校が契約した宿舎に住むこと。
寮の退室時期は3月と9月のみにする。また、退室する場合、必ず申請書を提出する。
もし許可なく退室した場合は罰則を科す。
2. 学校の寮から移るときの条件は別に定める。
3. 寮での生活
 - ① 快適に能率よく勉強ができるようこまめに掃除をし、整理、整頓を怠らない。
 - ② 近隣の迷惑にならないように、大きい声や音は出さない。騒音を出さないように注意する。

- ③ ゴミは千葉市の規則に従って分別し、規定の袋に入れ、決められた収集日の時間内に出す。
- ④ 外出時は必ず戸締りをし、ガス、ストーブ、電気等の消し忘れがないかどうか確認する。
- ⑤ 宿舎にある備品を、許可なく他所へ移さない。
- ⑥ 異性の寮の入室を禁止する。もし破った場合、該当する学生に罰則を科す。
ただし、2人以上で訪問する場合（例：誕生日パーティーなど）、原則3日前までに学校に寮訪問申請書を提出し、許可を得てから訪問する。
- ⑦ 寮や部屋に、学生同士大勢で出入りしない。（近隣の迷惑となる）
- ⑧ 他校の学生の出入りを禁止し、宿泊も禁止する。やむを得ない場合は、学校の許可を得る。なお、これを違反した場合は罰則を科す。
- ⑨ 電気代、ガス料金、水道料金等は期限内に払う。
- ⑩ 寮の中、廊下、階段等でタバコを吸った場合、罰則を科す。
- ⑪ 部屋の掃除をせず、再三の指導に従わない場合は、清掃費として罰金、罰則を科す。
- ⑫ 出席率が95%未満の場合、退寮できない。
- ⑬ 寮費を滞納した場合、延滞料が加算される。
- ⑭ 寮生や寮に住んでいない学生は、生活指導の先生による寮や宿舎の訪問に積極的に協力して留学生活の指導を受ける傍ら、整理整頓などの指導を快く受ける。
- ⑮ 寮内で問題を起こし強制退室となった場合、払った寮費と保証金は返さない。

アルバイトについて

- 資格外活動許可を得る。
- 学生にふさわしくないアルバイトを禁じる（パチンコ店やゲームセンター、風俗業、ネット販売、ネットでの不動産紹介など、これらのお店での仕事を一切禁じる）。
- アルバイト先を決める前に、学校と必ず相談した後に進める。
- 1週間28時間以上（長期休業期間にあるときには、1日につき8時間以上）また授業に支障をきたすことのないようにする。
- 夜遅くから朝にかけての時間内はアルバイトをしない。
- アルバイトは、勤務時間を厳守し、正直、忠実に徹することによって、自身と学校の名誉と信頼性を高める。辞めるときは、前もって(1か月前)責任者に伝える。

こうしゅうどうとく 公衆道徳

1. いつどこにいても、自分は〇〇国の国民である、という誇りを持って行動する。
2. 社会の秩序や公衆道徳をよく守る。
3. 自転車は駐輪場等決められた場所に止める。
4. 不正なことには絶対に関わらない。放置自転車を盗んだり、電車の不正乗車、万引き等の犯罪行為、警察に収容等をされた場合は、原則退学処分とする。
5. パチンコ、競馬場など、賭博を禁ずる。
6. 暴力行為を行った場合、警告、または退学処分とする。
7. 交通ルールを守り、事故に遭わないよう十分気をつける。万が一、事故に遭った場合は、すぐに学校に連絡する。

いちじきこく 一時帰国について

がくぎょう はげ げんそくてき ざいがくちゅう いちじきこく みと とくべつ りゆう いちじきこく ひつよう
学業に励むため、原則的に在学中の一時帰国は認めない。なお特別な理由で一時帰国の必要
が生まれた場合は学校の長期休みの間のみとする。このほか、家族の病気や結婚、お葬式な
どの特別な事情により帰国しなければならない場合は、学校に相談する。

1. 一時帰国する前に、必ず許可願を出して、許可を得る。必要な書類などを添付する。
2. 学校の許可を得てから、飛行機のチケットを予約する。
3. 一時帰国のために、授業を休んではいけない。
4. 出席率が95%未満の場合は、原則的に一時帰国を許可しない。
5. 許可を得た期間を1日でも過ぎた場合は、警告処分とし、5日を過ぎた場合は、退学処分とする。
6. 許可を得ずに帰国した場合は原則、即時、退学処分とする。
7. 日本国外へ旅行する場合も、一時帰国と同じ扱いとする。
8. 長期休みの後、学生は学校の休み明けの時に学校へパスポートを提示する。

しょうばつ 賞罰

1. 処分規定

- ①校則に違反し、注意を受けてもなお是正しようとし不在の場合、口頭注意、警告処分、退学処分とする。
- ②警告処分を受けた場合は、奨学金の受給資格がなくなる、また、進学時に学校推薦が受けられなくなる等の不利益が生じる。

③警告処分を受けた学生が、再度、処分の対象となるような行為をした場合は、退学・即時帰国処分とする。

④退学処分を受けた場合は即時帰国となる。

2. 奨学金制度

出席率97%以上で、授業態度がよく、成績優秀者を専任教師会議で決め、推薦する。

① 文科省学習奨励費 30,000円/月 (年間支給)

② LSHアジア奨学金 100,000円/1回

(①②の対象：在籍6か月以上で日本で進学する者。経費支弁状況による制限有り)

③3H奨学金 10,000円/6回 (支給対象：在籍6か月以上の者)

④3H学習奨励費 20,000円/1回 (支給対象：在籍6か月以上の者)

⑤皆勤賞 (対象：在籍6か月以上の者)

⑥精勤賞 (対象：出席率99%以上、在籍6か月以上の者)

証明の認定基準

1. 進学コース (留学生対象)

1) 卒業証書

①出席率は、原則として90%以上とし、これに卒業認定会議での様々な査定が加わる。

②2年コース (4月生)、1.9年コース (7月生)、1.6年コース (10月生)、1.3年コース (1月生)

を修了していること

③原則、日本語能力試験N3以上合格またはN3同等以上の実力があると認められる者。

④納入金が納入済みであること等

2) 修了証書

上記、1. 1) 卒業証書の条項中、1項目でも満たされていない場合

*②以外を満たし、在籍1年以上の場合は、「進学〇年 (特)」の修了証書とする。

3) 日本語学習証明書

上記、1. 1) 卒業証書の条項中、2項目以上が満たされていない場合、および在籍1年未満の場合

2. 短期語学研修コース (短期生対象)

1) 修了証書

8週コース、12週コースの所定の課程を修了し、出席率が90%以上で、決められた試験

を受け、成績が基準を満たしていること

- 2) 日本語学習証明書
上記、2. の1) 修了証書の条項が満たされていない場合
3. 語学研修コース（現地生対象）
 - 1) 卒業証書
 - 1) 進学コースの卒業証書の条項に準じる。
 - 2) 修了証書
 - 3) 3か月以上在籍し、出席率が80%以上で、決められた試験を受け、成績が基準を満たしていること
 - 3) 日本語学習証明書
上記、3.の2) 修了証書の条項が満たされていない場合は日本語学習証明書を発行する。

中途退学または早期卒業について

1. 事情により、中途退学をして帰国する場合、事前に退学願を提出し、退学後は速やかに帰国する。日本出国の
2. 他の日本語学校への転校は、原則として認めない。
3. 早期卒業をして日本で進学する場合、以下の要件のいずれかを満たさなければならない。
 - ① 日本語能力試験N1合格
 - ② 日本留学試験300点以上

その他

1. 授業料等は期間内に納める。未納の場合は、各種証明書（卒業見込証明書、修了見込証明書、在学証明書、成績証明書、旅行証明書等）を交付しない。
2. 一旦納入した授業料等は返金しない。
3. 万一の病気や事故に備えて、必ず保険（医療）に加入する。
4. 学校の住所で携帯電話を契約してはいけない（電話料金は期間内に納入する）。
5. 電話番号や住所、アルバイト先が変わった場合は、すぐに学校に届け出る。
6. 卒業や中途退学をする場合、日本出国の際、穴の開いた在留カードの写真を学校に送る。

以上